

評価の調査検討等の進め方(案)に対する第130回評価専門調査会での意見等

	意見等	対応等
【中間評価】		
2. 実施体制 (1) 評価の手順	「評価結果の調査検討に際しては、その結論等に対する実施府省の見解等を聴取した上でとりまとめを行う」となっているが、関係府省が評価対象の場合、適切ではないのではないか。(上野委員)	意見を踏まえ、表現を修正しました。
4. 評価の実施 (2) 今後の課題等の検討	現行の表現(・・・の結論についての要因分析等を実施し、成果の活用や研究開発の推進体制の整備等に当たっての課題等を検討する。)の方が分かりやすい。(関口委員)	意見を踏まえ、修正しました。
5. 評価結果の活用 (2)	「報告書を関係省庁に配布する」は、(1)で記載すべきではないか。実施府省以外の関係府省庁を指しているのであれば(2)で良いと思うが。(上野委員)	「関係省庁」とは、実施府省以外を指しています。
	「実施府省」と「関係府省」の文言整理が必要である。(上野委員)	以下のとおり整理しています。 実施府省：研究開発の上位に位置する政策・施策等を実施する府省 関係府省：研究開発に関連する政策・施策等を実施する府省
	「報告書を関係省庁に配布」とあるが、膨大な報告書だと思うので、関係省庁が最低限読まなければならない部分分かるような工夫ができないか。(天野委員)	運用において検討します。

	意見等	対応等
【事後評価】		
6. 評価結果の活用	<p>「評価結果について、研究開発の成果を社会実装等実現的なものとするために活用」とあるが、活用するのは、実施府省なのか。実施府省に限定すべきではないと考える。(岸本委員)</p> <p><u>評価結果の社会実装に向けた活用等も含めて、評価結果を、実施府省や関係府省庁に留まらず広く社会で共有されることが望ましく、そのための仕組みも含めて見直しができる</u>と良い。(岸本委員)</p>	意見を踏まえ、修正しました。

※下線部は、第130回評価専門調査会後の意見照会での意見